

ホテルねむろ海陽亭 宿泊約款

(本約款の適用)

第 1 条

当ホテルの締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

(1) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第 2 条

当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの夜間によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊御希望の方が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 北海道(旅行業法施行)条例第 11 条の規定によるとき。

(氏名等の明告)

第 3 条

当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」といいます。)をお引受けした場合には期限を定めて、その宿泊予約の御申込者に対して次の事項の明告を求められます。

- (1) 御宿泊者の氏名・性別・国籍及び職業。
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

第 4 条

当ホテル御宿泊者予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が 3 日を超える場合は 3 日間の宿泊料)を限度とする予約金の支払いを求められます。

(1) 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第 5 条

当ホテルは御宿泊者予約の御申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときには、違約金申

し受け規定により、違約金を申し受けることがあります。

(1) 当ホテルは、宿泊予約の御申込者が連絡しないで宿泊当日の午後 8 時(あらかじめ予定時刻の明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着されないときは、その宿泊予約は御申込者により解除されたものとみなし処理をすることがあります。

違約金申し受け規定(第 5 条関係)

連絡なしの不泊/不着 : 宿泊料金の 100%

当日 : 宿泊料金の 100%

前日 : 宿泊料金の 50%

3 日前から : 宿泊料金の 30%

(注)1、%は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

(注)2、契約日数が短縮した場合は、その契約日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を徴収します。

(宿泊の登録)

第 6 条

御宿泊客は、ホテル御到着の際フロントにおいて次の事項を当ホテルに御登録願います。

(1) 第 3 条第 1 号の事項

(2) 出発日及び時刻

(チェックインタイム・チェックアウトタイム)

第 7 条

御宿泊客が当ホテルの客室にお入りいただく時刻(チェックインタイム)は、午後 3 時とします。

御宿泊客が当ホテルの客室をお空けいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前 10 時とします。

(料金の支払い)

第 8 条

料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、若しくはクーポン券により、御宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。

(1) 御宿泊客が客室の使用を開始したのち任意に宿泊されなかった場合において宿泊料金を申し受けることがあります。

(2) 幼児(寝具・食事等の提供無し)の御宿泊に際しては一律 **1,080** 円(税込み)の入館料を申し受けます。

(3) 御宿泊客が、客室を御宿泊以外の目的で使用された場合において別途料金を申し受けることがあります。

(利用規則の遵守)

第 9 条

御宿泊客は、当ホテル内において、館内に掲示及び冊子内の利用規則に従っていただきます。

(宿泊の責任)

第 10 条

当ホテルの御宿泊に関する責任は、御宿泊客が当ホテルのフロントにおいての宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、御宿泊客が出発するために客室を空けたときに終わります。